#### まずは従業員の皆さんへ周知を図りましょう!

# マイナンバー制度実務

事前にしなければならないことって?!具体的な規程で解説いたします。

いよいよマイナンバー制度が動き始めます。 今年 10 月には、国民に 12 桁の個人番号が住民票所 在地に届きます。会社では、社員と扶養家族から、本人確認をしながら「個人番号」を収集して社会保 険や源泉徴収などの法定事務で使用し事務を進めていきます。

これまでの個人情報保護法よりも厳格な法律が定められ、もし情報漏洩ともなれば、厳しい罰則を 受けることになります。漏洩滅失等を防ぐための「安全管理措置の対策」について、具体的に何をす ればいいのか?いざと言う時に慌てないために、特に会社が講じなければならない、番号の利用範囲、 本人確認措置等の重要規程について具体的に説明いたします。会社実務で社員等の個人番号を使って 処理する担当者には必須の講座となっています。

### 長井会場

- 日時●平成 27 年8月26日(水) 午後 1 時 30 分~午後 3 時 30 分
- 会場●タスパークホテル 会議室
- 会費●法人会会員・会議所会員 無料 上記以外の方 1人 500円
- 講師●社会保険労務士 堀越俊一郎氏 山形税務署 税務広報広聴官

## 小国会場

- 日時●平成27年8月27日(木)
  - 午後1時30分~午後3時30分
- 会場●小国町商工会 研修室
- 会費●法人会会員・商工会会員 無料 上記以外の方 1人 500円
- 講師●社会保険労務士 堀越俊一郎氏 山形税務署 税務広報広聴官

#### セミナー内容 具体的に「特定個人情報取り扱規程」「業務委託契約書」「就職・退職にあたっての契約書」 などお示しいたします。

- 1. 今後のスケジュール
- 2. 会社規模の大小を問わずに講じなければならない「安全管理措置」とは?
  - ・組織的・人的・物理的・技術的な4つの安全管理措置をどう講じるか?
  - ・退職等でのマイナンバーの廃棄・削除の具体例
  - 就業規則の変更追加事項
- 3. どう変わるか、社会保険・税金・給与計算実務
  - ・実務で対象となる法律を知る…所得税法・健康保険法・厚生年金保険法等
  - ・社員と扶養家族の本人を確認する実務は?・法定調書、源泉徴収票は何か変更があるのか?

●主催/(公社)長井法人会 (TELO238-88-3960) ●共催/長井商工会議所/小国町商工会

9	11)
4	ب
U	
マイ	ナンバー

9

第2回マイ	(ナンバ-	-制度実務対応講座	参加申込書

該当する方に〇をお願いします。 参加希望する▲ (電話) 会社名 日程•会場 参加者名 (FAX) 8/26 長井 参加者名 8/27 小国 (所属確認) 法人会 会議所 商工会